

令和3～5年度 介護保険料段階表

※段階表は3年ごとに見直しがあります。

65歳以上の人の介護保険料は12段階に分かれており、基準日（各年度の4月1日または資格取得日）現在の世帯と、市民税課税の有無などをもとに段階が決まります。

段階	市民税課税状況等		保険料(年額)
第12段階	本人が課税	合計所得金額 ^{※1} が 1000万円以上の方	153,600円
第11段階		合計所得金額 ^{※1} が 500万円以上 1000万円未満の方	134,400円
第10段階		合計所得金額 ^{※1} が 320万円以上 500万円未満の方	126,720円
第9段階		合計所得金額 ^{※1} が 210万円以上 320万円未満の方	115,200円
第8段階		合計所得金額 ^{※1} が 120万円以上 210万円未満の方	96,000円
第7段階		合計所得金額 ^{※1} が 80万円以上 120万円未満の方	88,320円
第6段階		合計所得金額 ^{※1} が 80万円未満の方	84,480円
第5段階	本人が非課税で 世帯員が課税	合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額 ^{※2} の合計が 80万円超の方	76,800円
第4段階		合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額 ^{※2} の合計が 80万円以下の方	69,120円
第3段階	世帯全員が 非課税	合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額 ^{※2} の合計が 120万円超の方	53,760円
第2段階		合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額 ^{※2} の合計が 80万円超 120万円以下の方	38,400円
第1段階		合計所得金額 ^{※1} と課税年金収入額 ^{※2} の合計が 80万円以下の方	23,040円
	生活保護受給者または老齢福祉年金 ^{※3} 受給者		

※1 合計所得金額・・・地方税法上、年金などの雑所得や給与所得などの合計金額をいう。各所得金額は所得の種類により、収入金額から必要経費など差し引いて算出。介護保険料の算定においては、「土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額」と、「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額を用いる。また、合計所得に年金所得または給与所得が含まれる場合は、合計所得金額から10万円を控除した額を用いる。

※2 課税年金収入額・・・国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことで、障害年金・遺族年金等は含まない。

※3 老齢福祉年金・・・明治44年4月1日以前に生まれた人などで、他の年金を受給できない人に支給される年金。

●納め忘れにご注意ください

年度の途中で65歳になられた場合や他市町村から転入された場合や介護保険料が減額になった場合、年金が一時差し止めになった場合など、年金天引きができない場合があります。納付書が送付されたら、忘れずに納付してください。

●もしも保険料の未納が続くと

保険料の未納が続く場合、未納期間に応じて利用者負担が1割（2割または3割）から3割（4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなったりします。災害などの特別な事情で、一時的に納付困難な場合などはご相談ください。